不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　雇用推進室 | 学校教育法に規定する高等学校又は大学等に通学する場合の職務専念義務の免除について、対象とならないガイダンスへの参加について職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 取得理由 | ガイダンス実施期間 | 職務に専念する義務の免除を承認した期間・時間 |
| Ａ | 通学 | 令和３年４月７日から同月13日まで※１ | 令和３年４月７日から同月13日まで　※２午前９時00分から午後５時30分まで（全日）※３ |

※１　日曜日を除く※２　土曜日及び日曜日を除く※３　令和３年４月７日は出勤（出勤打刻15:33 退勤打刻20:04）　 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合【休暇休業制度解説】（総務事務システム「マニュアル・規定・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 規則第２条第10号 | 次に掲げる学校教育法（昭和22 年法律第26号）に規定する学校に通学する場合。ただし、職員が現に有する学歴に係る学校より上位の学校に通学する場合に限る。 | ニ 大学院（夜間において授業を行う修士課程又は通信による教育を行う修士課程に限る。） |  |

■学校教育法に規定する高等学校又は大学等に通学する場合の職務専念義務免除について○承認時間等　承認する日又は時間は次のとおりとし、いずれも業務に支障のない範囲内で必要と認める最小限度の日又は時間とする。 イ）通信課程の昼間面接授業　　　必要と認める日又は時間（ただし、通学に要する時間は1時間30分の範囲内） |

 | 　誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。　今回の検出事項の原因は、申請者及び直接監督責任者が、大学等に通学する場合の職務専念義務の免除についての正確な認識を欠いていたことにある。　再発防止に向け、所属内職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう周知徹底を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うよう注意喚起を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）